

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和元年 6月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和元年6月3日(月) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中村 榮 憲	出	松隈	築地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元石 久 隆	出
2	江口 啓 子	出	三津	城尾 良 信	出
3	中村 佐代子	出	大曲	福島 啓 洋	出
5	城島 訓 浩	出	吉田	北島 知 典	欠
6	荒木 清 隆	欠	田手	森 勝 浩	出
7	森田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小林 宏	出	箱川	江頭 秀 臣	出
9	大坪 敏 博	出			
10	木下 大 学	出			
11	内川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局長] 徳安 信之	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 3番 中村 佐代子 委員 5番 城島 訓浩 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	3件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	3件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第2号農用地利用集積計画(案)の決定案件	45件

[開会 午前9時00分]

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和元年6月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。農繁期の大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。短時間で終われるよう、よろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中10名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。
3番 中村 佐代子 委員、5番 城島 訓浩 委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3番の議事に入ります。

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	3件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	3件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第2号農用地利用集積計画(案)の決定案件	45件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認 合意解約-1~3について説明をお願いします。

- **事務局長** 1ページをお願いします。
第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認 合意解約-1~3を朗読。
説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。
- **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。
- **事務局長** 4ページをごらんください。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 3-1 を朗読。

所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、5ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、6・7ページに位置図、8ページに字図の写しを添付しております。地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** これまでどおり米の栽培を計画されており、特に問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 譲渡人は相続で取得されましたが、農業には従事されておらず、地元で耕作されている譲受人に売買されるものであり、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 と 3-3 が関連しますので、一括して説明を求めます。
- **事務局長** 9ページをごらんください。
第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-2、3-3 を朗読。
所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、10・15ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。
申請地につきましては、11・12・16・17ページに位置図、13・18ページに字図の写しを添付しております。地区は〇〇地区です。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 譲受人が田を取得した際に、県道沿いの分筆された一部の所有権

移転ができていなかったものと思われます。すでに譲受人が耕作をされており、特に問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、〇〇委員ご意見を申し上げます。
- **〇〇番（〇〇委員）** 現地を確認しましたが、すでに譲受人が耕作されており、特に問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見を申し上げます。
- **〇〇最適化推進委員** 私も、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件整理番号4-1について説明を求めます。
- **事務局長** 19ページをごらんください。
第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1 について説明します。
整理番号4-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公益的施設が連たんしているため、第3種農地と判断されます。
転用目的の農業用倉庫の候補地選定の結果、既存の敷地拡張であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
申請地につきましては、20ページに位置図、21ページに字図の写し、22ページに土地利用等の計画図、23ページに顛末書、24ページに現況写真を添付しております。
地区は〇〇地区です。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ここは私の担当地区ですが、住宅地の中にぽつんと残された農地であり、特に問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見を申し上げます。
- **〇〇最適化推進委員** 図面や写真でもわかるように、周囲への影響もなく、特に問題ないと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。
- **事務局長** 35ページをお願いします。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
申請地の位置等につきましては、36ページに位置図、37ページに字図の写し、38ページに土地利用計画図、39ページに建物の平面図、40ページに立面図を添付しております。
説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ここは私の担当地区ですが、住宅地の中にぼつんと残された農地であり、特に問題はないと思います。
- **議長** 続きまして、〇〇委員をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 現地を確認しましたが、私も特に問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 現地を確認しましたが、周囲への影響もなく、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。

○ **事務局長** 41ページをごらんください。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が12件、再設定が33件の計45件で、田が110筆176,157㎡となっております。

次に42ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,371,014.20㎡、今回解約面積131,990㎡、今回計画といたしまして176,157㎡、現在の合計4,415,181.20㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前10時00分

